

地方公共団体による再犯防止の 取組を促進するための協議会

被疑者等支援業務に関する実践報告

沖縄県地域生活定着支援センター
所長 上間 直子

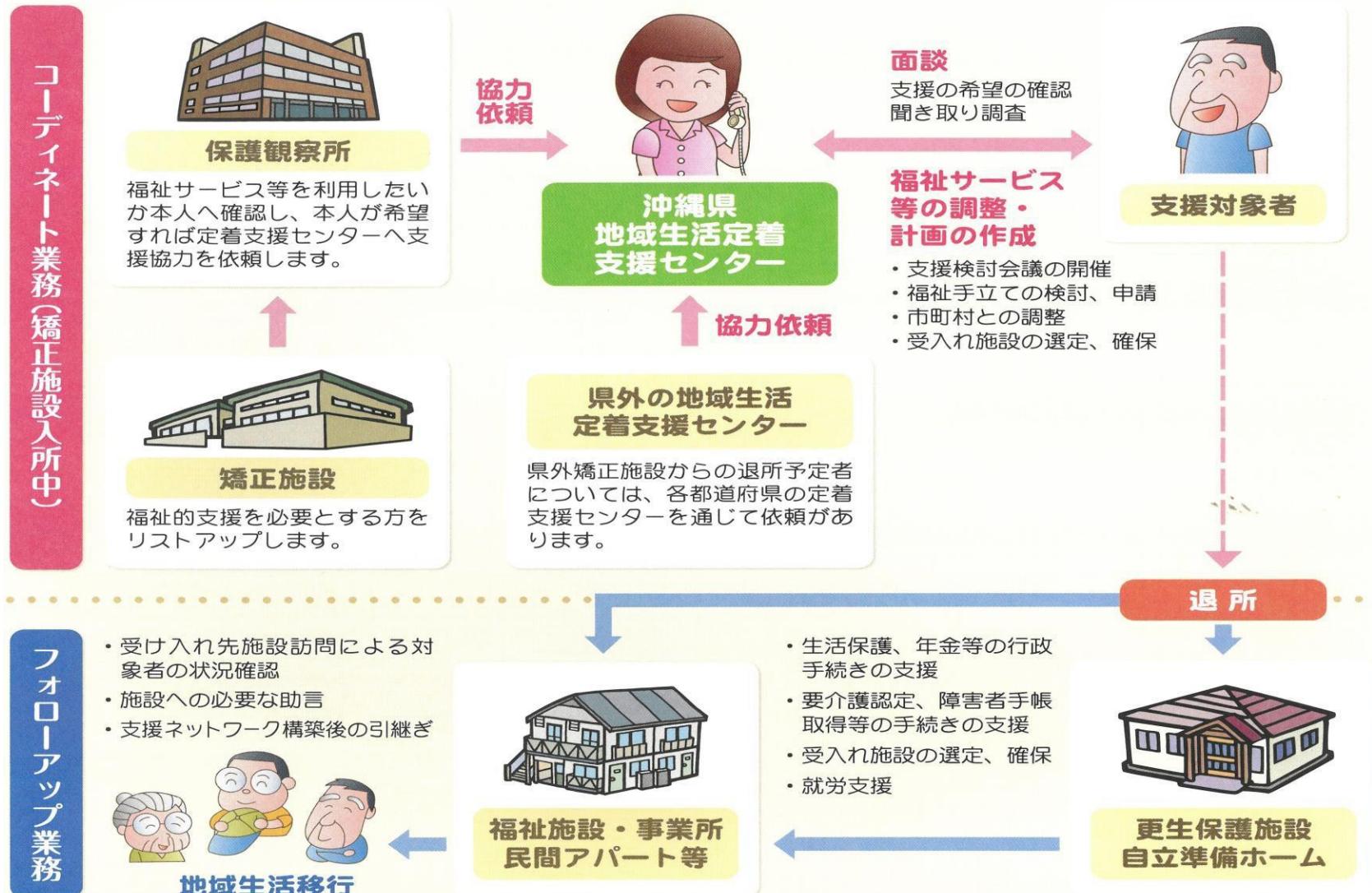
沖縄県地域生活 定着支援センターについて

沖縄県地域生活定着支援センターの紹介

- ・受託者：社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
- ・開所日：平成22年9月
- ・職員配置：センター長1名、相談員5名 (計6名)
- ・開所時間：月～金 8：30～17：15
- ・住所 那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター 東棟2階



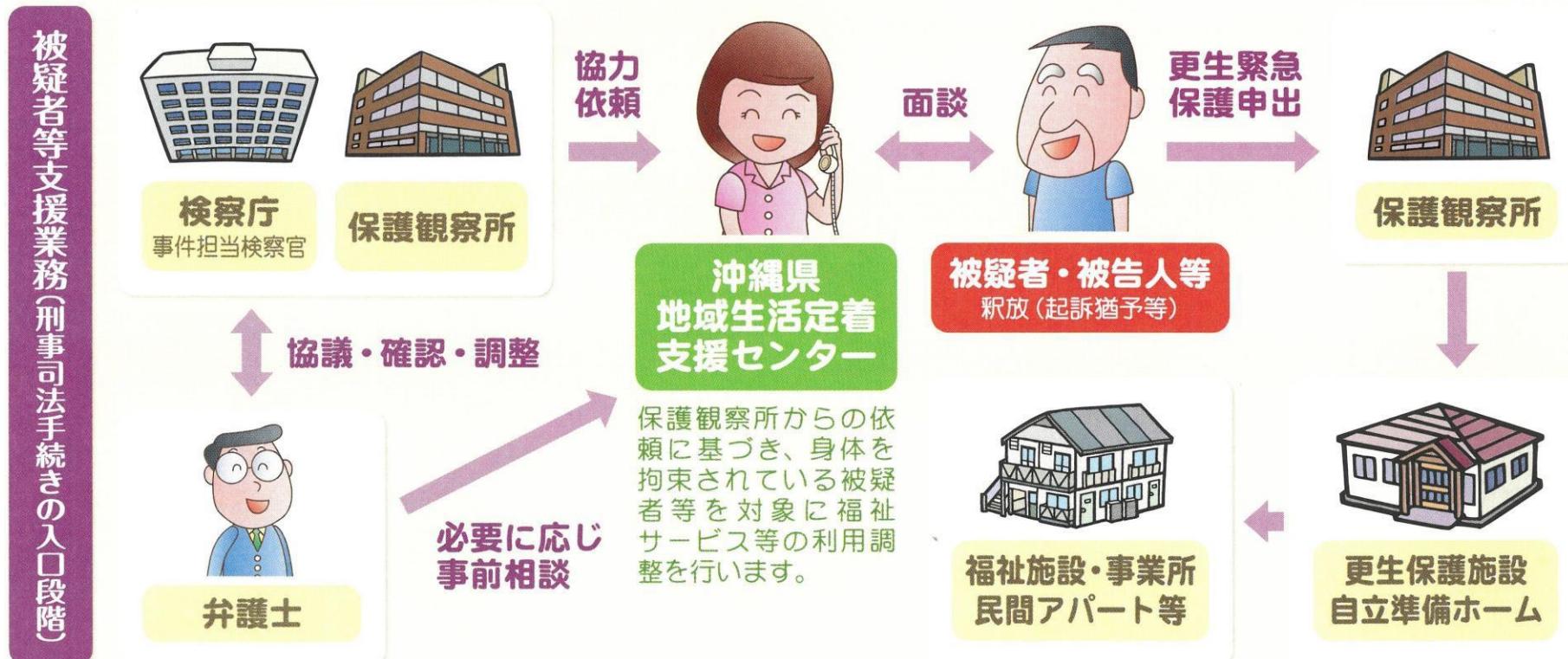
沖縄県地域生活定着支援センターの業務の流れ



被疑者等支援業務の流れ

【要旨】

刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするために、地域生活定着支援センターが支援を行う。



Sさんの事例について

弁護士側からの調整内容

事件の概要

元来知的水準が低く、ストレス耐性が低かったSさん（65）が、県外での仕事が上手くいかなくなり、沖縄にいる親族に助けを求めたが上手く連絡がとれず、経済的・精神的に追い詰められ、適応障害を発症し、自暴自棄になって、無人であった兄の家に放火した（ほぼ全焼）という現住建造物等放火の事案。

Sさんから聴取した事項

事件前

- ・専門学校卒業後、職を転々。沖縄と県外を行ったり来たり。
- ・長く続いたのは工場での単純作業だったが、人間関係が上手くいかず辞めた。沖縄に戻りたいと思い、親族に連絡を取るが上手くいかず。
- ・事件直前は、県外でホタテの皮むきの仕事。親族へ連絡するが、沖縄に帰る調整は上手く行かず。高齢の身には寒さと立ち仕事が堪え辞める。
- ・その後、仕事を探すも見つからず。親族へ連絡するも上手くいかず。

Sさんから聴取した事項

事件前

- ・仕事・住居なく、所持金も少なくなり、経済的・精神的に追い詰められる。
親族しか頼れる人がいないが、尚も連絡は上手くとれない。
- ・沖縄に戻る。連絡を取り続ける。「投身自殺」、「最後のお願い」、
「メールして」、「きつい」等とメッセージを送るも返事なし。
- ・自暴自棄になり放火を考える。

捜査の過程で判明した事実関係

○精神鑑定書

知的水準が低く（いわゆるグレーゾーン）、ストレス耐性も低い

→事件当時“適応障害”的状態

○通信履歴

数年前から、親族に対し、何百通もメッセージを送信。

放火された親族は、着信拒否設定になっており、メッセージに気づかず。

○相続した土地、軍用地あり

定着支援センターへ協力依頼

- 被害者が親族であり、軍用地売却により執行猶予の可能性大

被害者が親族で、軍用地を売却した収益での被害弁償を認めている
→執行猶予で釈放が見込まれる

- 精神鑑定書、本人様子

知的水準の低さから、釈放後福祉的支援が必要だと見込まれる
住まいもなく、更生緊急保護を利用する必要がある

→被疑者等支援業務として定着支援センターへの協力依頼を行った。

Sさんの事例について

沖縄県地域生活定着支援センター側からの調整内容

Sさん支援にあたり（定着支援センター見立て）

（本人の様子、言葉）

- ・話を聞いて理解しているように見えても、聞き直すと「分からない」と答えることがあり。
- ・仕事は転々としてきた様子。

「上司から命令されたり、指示されると嫌な気持ちになり自分からやめる」

「お酒やギャンブルにお金を使っていた。1回使いたいと止められない。」

「事件時は、仕事もなくなり沖縄に帰りたくなった。つらい気持ちになり死のうかと思っていた。」

「自分から話したり、考えを伝えたりするのは苦手」

（面談を通しての見立て）

- ・お酒やギャンブルによる浪費にて生活難になっている。
- ・（表情は硬く不機嫌に見えるも）話をすると、穏やかで素直な性格。
- ・理解力は低いように見受けられる。

（支援の方向性）

- ・被害弁償を行いながら生活を安定させるため、本人の意向を確認しながら
 - ①帰住先の確保
 - ②日中活動の確保、サービス利用の検討
 - ②-2 障害程度の確認
 - ③その他必要な行政手続き等の支援

支援の方向性

①帰住先の確保

- ・更生緊急保護による帰住先の確保相談
→本人の性格や意向を踏まえながら保護観察所と相談
- ・二次帰住先の検討
→本人は「地元に帰りたいが迷っている」→地元帰住の可能性について検討
→福祉サービスを活用した施設等の可能性検討

②日中活動の確保、サービス利用の検討

- ・就労について
→本人(65)は年齢的に就労できるか懸念。本人特性を踏まえて可能性検討
- ②-2 障害程度の確認
・本人へも説明しながら、確認の機会を伺う。

③その他必要な行政手続き等の支援

- ・住民票異動
- ・身分証
- ・保険証
- ・介護保険料や国民健康保険税の確認 など
- ・親族との関係性について

これまでのSさん支援の今後

○福祉サービス等を利用した地域での生活移行

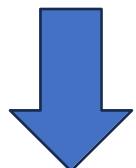
- ・更生保護施設入所後、担当者会議を複数開催。精神科受診を行い、福祉サービス利用調整。
- ・現在はシェアハウス入居。本人はアパートでの生活を希望している。
- ・資力はあるが、日常生活面のサポートは必要
→福祉サービス利用や、手続き支援が必要
→就労や日中活動の場の確保

○成年後見制度の活用の可能性検討

- ・土地が絡む、複雑な手続きについて本人のみで行うことは難しい。
- ・財産管理の必要性高

○高齢期の心身状況の変化に合わせた息の長い支援

- ・現在は元気。今後の生活変化に合わせた支援の組み立てが必要



地域の多くの機関がSさん支援のネットワークに関わっていただけるよう、
地域生活定着支援センターからバトンタッチをしていく。

Sさん支援経過（定着支援センターの関わり）

RO年11月 法テラス弁護士より被疑者等支援の相談

12月

- ・那覇拘置支所にて面談実施（法テラス弁護士2名、定着職員2名）
→定着支援センター内にて検討。被疑者等支援で対応する旨の返答
→定着支援センターより那覇保護観察所へ情報提供

01月

- ・那覇保護観察所と定着支援センターにて面談実施し、支援同意の確認
- ・被疑者等支援協力依頼を那覇保護観察所より受理

02月

- ・那覇保護観察所とともに一時帰住先（更生緊急保護による）の検討
- ・判決後、更生緊急保護にて更生保護施設へ
※更生保護施設とともに本人支援の実施

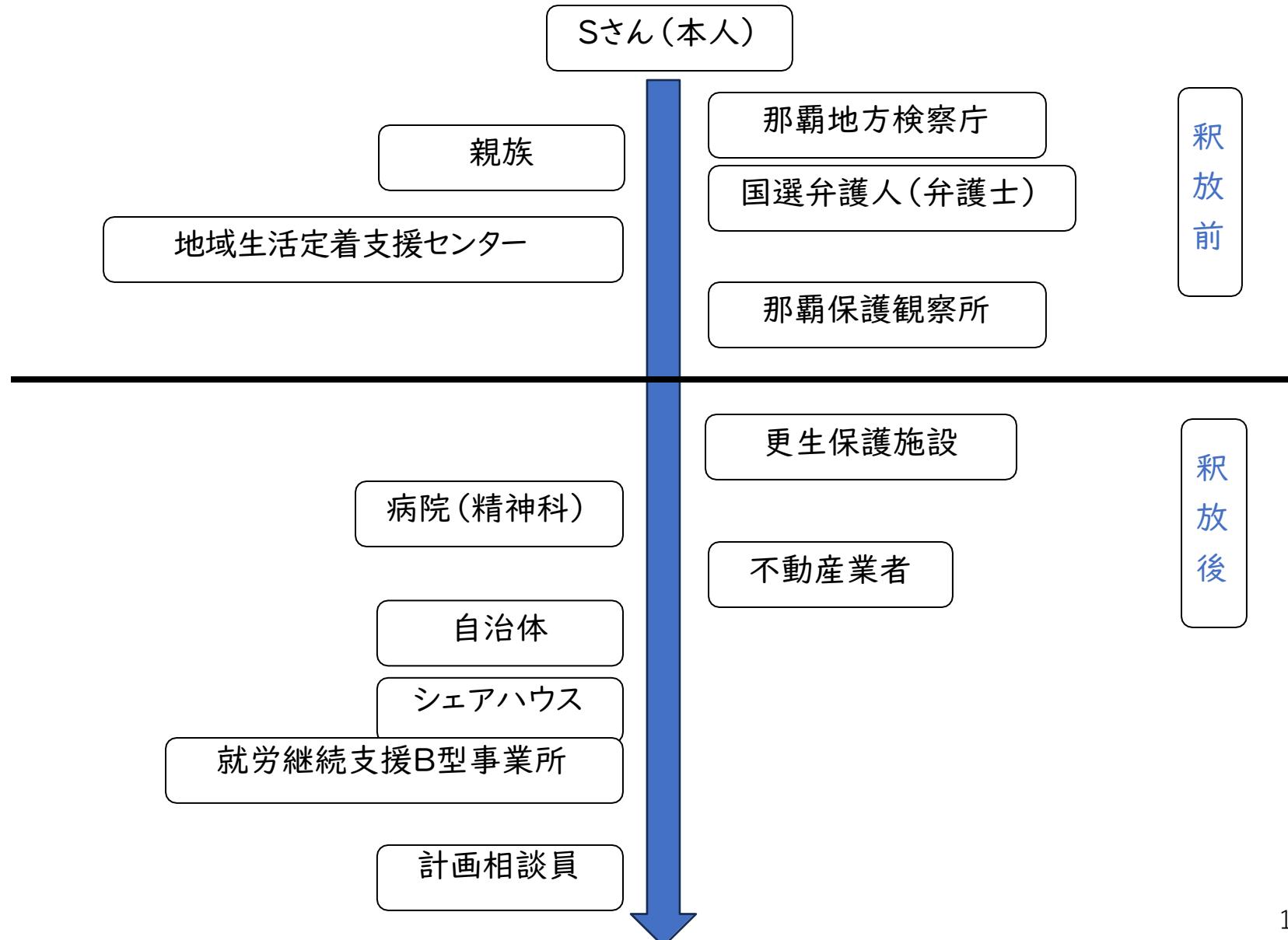
03月～
07月

- ・各種手続きや、病院受診等のサポート、被害弁償にかかる手続きの補助、家族との連絡
- ・年金受給手続き
- ・本人相談対応や二次帰住先の調整 等
- ・発達障害の診断

08月

- ・更生保護施設退所。シェアハウスへ生活移行
- ・介護保険申請、障害福祉サービス申請。就労継続支援B型利用

Sさん支援にかかるネットワーク(時系列)



これまでのSさん支援を振り返って

○地域生活定着支援センターの被疑者等支援を理解した弁護士の関わり

→以前より何度か被疑者等支援でサポートしていただいていたため、

今回も相談から被疑者等支援への決定に至るまでが円滑に進んだ。

→定着支援センターとの役割分担についても整理が早くできた。

○検察庁、保護観察所、那覇拘置支所との調整や連携がスムーズに進んだ

→これまでの被疑者等支援の積み重ねから、Sさんの被疑者等支援の決定過程がスムーズだった。

→那覇拘置支所での面談にあたっても当初よりご配慮いただき円滑に進めることができた。

釈放後の保護観察所、更生保護施設との役割分担や協議が円滑に進んだ

→更生保護施設の福祉職員、保護観察官と定着支援センターにて情報共有が隨時できること

→役割分担について毎回話し合うことができ、定着のみに負担がかかることがなかった

今後の課題について

事例を通じて感じたこと

弁護人から見た被疑者等支援業務

良い点

- 裁判後の支援（基本的に弁護人の業務は裁判終了まで）
- 他機関と連携し、包括的な支援
- 公的機関という安心感

不十分と感じる点

- 検察官経由での依頼
- 周知不足（制度の存在、使い方、更生緊急保護との違い等）

定着支援センターから見た被疑者等支援業務

良い点

- 新たなニーズへの環境調整が可能となる
- 比較的早い段階から介入・調整ができる
- 釈放後も環境調整が可能

不十分と感じる点

- 情報、連携先の不足
- 対象者への動機づけ
- 勾留中の調整期間が短い